当社は、一般社団法人投資信託協会(以下、「協会」という。)の定款の施行に関する規則第 10 条 第 1 項第 17 号イの規定に基づき、別紙様式第 21 号の「正会員の財務状況等に関する届出書(以下、「協会報告書面」という。)」を協会に提出し、当社の HP に当該協会報告書面を掲載するとともに、協会 HP に当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINET にて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書/中間監査報告書は、監査報告書/中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

 一般社団法人
 投資信託協会

 会長
 松下浩一殿

ニッセイアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 大関 洋

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則 第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2023年11月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は 13 万 1,560 株で、うち発行済株式総数は 10 万 8,448 株です。 最近 5 年間における資本金の増減はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役のなかから代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議 長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出 席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、

委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部(室)の部(室)長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘 柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資 信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運 用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年11月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです(ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます)。

種類	ファンド数(本	純資産総額合計額 (単位:億円)
追加型株式投資信託	421	75, 585
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	112	20, 314
単位型公社債投資信託	0	0
合計	533	95, 900

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3. 委託会社等の経理状況

- 1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について
- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」と いう。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣 府令第52号)に基づき作成しております。

財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第28期事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第29期事業年度に係る中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

	(単位:千円)		
	第 29 期中	中間会計期間末	
	(2023年9	9月30日現在)	
資産の部			
流動資産			
現金・預金		18, 741, 468	
有価証券		4, 104, 124	
前払費用		751, 780	
未収委託者報酬		6, 599, 93	
未収運用受託報酬		5, 398, 963	
未収投資助言報酬		266, 359	
未収還付法人税等		13, 54	
その他		27, 89	
流動資産合計		35, 904, 069	
固定資産			
有形固定資産	※ 1	226, 75	
無形固定資産		3, 177, 72	
投資その他の資産			
投資有価証券		43, 703, 580	
関係会社株式		66, 22	
長期前払費用		7, 40	
差入保証金		364, 44	
繰延税金資産		1, 592, 859	
その他		9, 89	
投資その他の資産合計		45, 744, 40	
固定資産合計		49, 148, 886	
資産合計		85, 052, 95	
負債の部			
流動負債			
預り金		86, 845	
未払収益分配金		6, 178	
未払手数料		2, 420, 306	
未払運用委託報酬		1, 715, 368	
未払投資助言報酬		1, 157, 149	

その他未払金		2, 178, 751
未払費用		170, 292
未払法人税等		573, 020
未払消費税等	※ 2	451, 000
前受投資助言報酬		42, 405
賞与引当金		652, 050
その他		69, 616
流動負債合計		9, 522, 985
固定負債		
退職給付引当金		2, 494, 028
役員退職慰労引当金		20, 800
固定負債合計		2, 514, 828
負債合計		12, 037, 813
純資産の部		
株主資本		
資本金		10, 000, 000
資本剰余金		
資本準備金		8, 281, 840
資本剰余金合計		8, 281, 840
利益剰余金		
利益準備金		139, 807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		120,000
研究開発積立金		70,000
別途積立金		350,000
繰越利益剰余金		54, 965, 002
利益剩余金合計		55, 644, 809
株主資本合計		73, 926, 649
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 486, 524
繰延ヘッジ損益		△424 , 983
評価・換算差額等合計		△911, 507
純資産合計		73, 015, 142
負債・純資産合計		85, 052, 955

(単位:千円)

	第29章	期中間会計期間
(自	2023年4月1日	至 2023 年 9 月 30 日)

	(目 2023 年 4 月 1 日 全 2023 3	丰9月30日)
営業収益		
委託者報酬		14, 336, 875
運用受託報酬		10, 106, 262
投資助言報酬		557, 349
その他営業収益		8, 170
営業収益計		25, 008, 658
営業費用		11, 639, 819
一般管理費	※ 1	6, 327, 756
営業利益		7, 041, 082
営業外収益	※ 2	231, 266
営業外費用	※ 3	8, 807
経常利益		7, 263, 541
特別利益	¾ 4	60, 023
特別損失		64
税引前中間純利益		7, 323, 500
法人税、住民税及び事業税		2, 077, 526
法人税等調整額		148, 031
法人税等合計		2, 225, 558
中間純利益		5, 097, 942

(3)中間株主資本等変動計算書

第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金	資本乗	除金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金	利益準備金		その他	利益剰余金		利益剰余金	
			合計		配当準備積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	10, 000, 000	8, 281, 840	8, 281, 840	139, 807	120,000	70, 000	350, 000	57, 905, 876	58, 585, 683	76, 867, 523
当中間期変動額										
剰余金の配当	1	_	-	-	-	-	-	△8, 038, 816	△8, 038, 816	△8, 038, 816
中間純利益			-	-	-	-	-	5, 097, 942	5, 097, 942	5, 097, 942
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	_	_	-	-	_	-	_	_	-	-
当中間期変動額合計	_	-	-	-	-	-	-	△2, 940, 873	△2, 940, 873	△2, 940, 873
当中間期末残高	10, 000, 000	8, 281, 840	8, 281, 840	139, 807	120,000	70, 000	350, 000	54, 965, 002	55, 644, 809	73, 926, 649

	評値	純資産 合計		
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△254, 732	△306, 177	△560, 910	76, 306, 613
当中間期変動額				
剰余金の配当	_	-	-	△8, 038, 816
中間純利益	_	_	-	5, 097, 942
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△231, 791	△118, 805	△350, 597	△350, 597
当中間期変動額合計	△231, 791	△118, 805	△350, 597	△3, 291, 471
当中間期末残高	△486, 524	△424, 983	△911, 507	73, 015, 142

注記事項

(重要な会計方針)

(里安な会計方針)					
項目	第29期中間会計期間				
- K I	(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)				
1. 有価証券の評価基準及び評価	①満期保有目的の債券				
方法	償却原価法(定額法)によっております。				
	②その他有価証券				
	中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部				
	純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)				
	によっております。				
	③関係会社株式				
	移動平均法に基づく原価法によっております。				
2. デリバティブ取引等の評価基	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。				
準及び評価方法					
3. 固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産				
	定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備につ				
	いては定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物				
	附属設備3~18年、車両6年、器具備品2~20年であります。				
	②無形固定資産				
	定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについ				
	ては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によってお				
	ります。				

4. 引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に 対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しており ます。

②退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、 退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする 方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者につ いては、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付 引当金は計上しておりません。

③役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会 計期間末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①投資信託委託業務

投資信託委託業務においては、投資信託契約に基づき信託財産の運 用指図等を行っております。

当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

②投資運用業務

投資運用業務においては、投資一任契約に基づき、顧客資産を一任 して運用指図等を行っております。

当該契約については、運用期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。

③投資助言業務

投資助言業務においては、投資助言契約に基づき、運用に関する投 資判断の助言等を行っております。

当該契約については、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨 に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法					
	繰延ヘッジ処理によっております。					
	②ヘッジ手段とヘッジ対象					
	ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りて					
	ります。					
	ヘッジ手段・・・為替予約					
	ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券					
	③ヘッジ方針					
	ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類					
	ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個					
	取引毎に行います。					
	④ヘッジ有効性評価の方法					
	ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主に					
	ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によって					
	おります。					
8. グループ通算制度の適用	当社は日本生命保険相互会社を通算親会社とするグループ通算制度					
	を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。					

(中間貸借対照表関係)

第29期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

882,598千円

※2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第29期中間会計期間				
月1日				
月30日)				
20,611千円				
302,812千円				
51,567千円				
153,991千円				
2,693千円				
30,731千円				
29, 291千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	_	_	108
合計	108	_	_	108

2. 配当に関する事項 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	8, 038, 816	74, 126	2023年3月31日	2023年6月26日

(金融商品関係)

第29期中間会計期間末(2023年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等(注 1) は次表に含まれておりません。また、短期間で決済されるため時価 が簿価に近似する金融商品は、注記を省略しております。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
①有価証券			
満期保有目的の債券	4, 104, 124	4, 104, 490	365
その他有価証券	_	_	_
②投資有価証券			
満期保有目的の債券	23, 151, 829	23, 090, 156	△61, 673
その他有価証券	20, 551, 750	20, 551, 750	_
③デリバティブ取引			
(※)			
ヘッジ会計が適用されて			
いないもの	_	_	
ヘッジ会計が適用されて	△56, 928	△56, 928	_
いるもの	ZZ50, 920	∠_00, 920	

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務 となる項目については△で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

関係会社株式(中間貸借対照表計上額 66,222 千円)は、市場価格のない株式等と認められるため、上表に記載しておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該

時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の

算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融商品

第29期中間会計期間末(2023年9月30日現在)

区分	時価(千円)					
<i>运为</i>	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券	_	20, 551, 750	_	20, 551, 750		
デリバティブ取引 (※)						
為替予約	_	△56 , 928	_	△56, 928		
合計	_	20, 494, 821	_	20, 494, 821		

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融商品

第29期中間会計期間末(2023年9月30日現在)

区分	時価(千円)					
四月	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券及び投資有価証券						
満期保有目的の債券						
国債・地方債等	_	27, 194, 646	_	27, 194, 646		
合計		27, 194, 646	l	27, 194, 646		

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

地方債は相場価格を用いて評価しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第29期中間会計期間末(2023年9月30日現在)

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
	(1)国債・地方債等	5, 249, 565	5, 250, 600	1, 034
時価が中間貸 借対照表計上	(2)社債	_	_	_
額を超えるもの	(3)その他	_	_	_
	小計	5, 249, 565	5, 250, 600	1, 034
	(1)国債・地方債等	22, 006, 388	21, 944, 046	△62, 342
時価が中間貸 借対照表計上	(2)社債	_	_	_
額を超えないもの	(3)その他	_	_	_
	小計	22, 006, 388	21, 944, 046	△62, 342
合計		27, 255, 954	27, 194, 646	△61, 308

2. その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	_	_	_
	(2)債券	_	_	_
中間貸借対照 表計上額が取	①国債・地方債等	_	_	_
得原価または	②社債	_	_	_
償却原価を超 えるもの	③その他	_	_	_
	(3)その他(注)	6, 865, 999	7, 465, 529	599, 529
	小計	6, 865, 999	7, 465, 529	599, 529
	(1)株式	_	_	_
	(2)債券	_	_	_
中間貸借対照	①国債・地方債等	_	_	_
表計上額が取得原価または	②社債	_	_	_
償却原価を超 えないもの	③その他	_	_	_
	(3)その他(注)	14, 466, 000	13, 086, 220	$\triangle 1, 379, 779$
小計		14, 466, 000	13, 086, 220	△1, 379, 779
合計		21, 331, 999	20, 551, 750	△780, 249

⁽注) 投資信託受益証券等であります。

(デリバティブ取引関係)

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 第29期中間会計期間末(2023年9月30日現在) 該当事項はありません。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

第29期中間会計期間末(2023年9月30日現在)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1, 269, 934		△56, 928
	合計		1, 269, 934	_	△56, 928

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	第29期中間会計期間
区分	(自 2023年4月1日
	至 2023年9月30日)
営業収益	
投資信託委託業務	14, 336, 875千円
投資運用業務	10, 106, 262千円
投資助言業務	557, 349千円
その他	8,170千円
計	25,008,658千円

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第29期中間会計期間(自2023年4月1日 至2023年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第29期中間会計期間(自2023年4月1日 至2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超える

ため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
日本生命保険相互会社	3, 036, 913

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 第29期中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第29期中間会計期間
	(自 2023年4月1日
	至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	673, 273円29銭
1株当たり中間純利益金額	47,008円17銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額 5,097,942千円 普通株主に帰属しない金額 -普通株式に係る中間純利益金額 5,097,942千円 期中平均株式数 108千株

(重要な後発事象)

第29期中間会計期間(自2023年4月1日 至2023年9月30日)

公開日 2023年12月8日 作成基準日 2023年11月30日

本店所在地 東京都 千代田区丸の内 1-6-6 お問い合わせ先 人事総務部 経営管理室

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員	公認会計士	桶	П	誠	\rightarrow
業務執行社員	公配云訂工	1世	H	叫人	~
指定有限責任社員	0.50 0.51 1	-	<i>\f</i> / r		坎氏
業務執行社員	公認会計士	大	4,1		新

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 29 期事業年度の中間会計期間 (2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで) に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年4月1日から2023年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成する

ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の 作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任 がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を 監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、 中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸 表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告 書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業と して存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務 諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の 表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を 表示

しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基 準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 (ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。